

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月16日	
高松市長 大西 秀人 殿	
提出者	
住 所 高松市朝日町一丁目2番1号	
氏 名 香川県立中央病院	
院長 高口 浩一	
電話番号 087-811-3333	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	香川県立中央病院
事業場の所在地	高松市朝日町一丁目2番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	サービス業(病院)
②事業の規模	診療科 33科 病床数 533床 (一般病床526床、結核5床、感染症2床) 外来患者数 928人/日 (R6年度平均) 入院患者数 380人/日 (R6年度平均)
②従業員数	1,386人(令和7年6月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
別紙2のとおり				
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（R6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	引火性廃油	廃酸（有害）
	排出量	211.099 t	0.520 t	0.300 t
	※211.099 tの内訳：処理業者へ委託139.870 t+自ら減量71.229 t （これまでに実施した取組）			
	・感染性廃棄物の中に、通常の産業廃棄物や一般廃棄物が混入している例が見受けられるため、分別を適正に行うよう周知した。 ・感染性医療廃棄物を中心とした廃棄物の分類方法を定期的に周知している。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	引火性廃油	廃酸（有害）
	排出量	206.877 t	0.510 t	0.294 t
	※現状の98%で設定した ※目標の合計：207.681 t （今後実施する予定の取組）			
	・これまでの取組みを今後も徹底し行う。 ・「感染性医療廃棄物」について、各関係部署と少量でも抑制できる要因がないか協議する。 ・「引火性廃油」・「廃酸」は検査の実施に伴い発生するものであり検査件数の多寡により発生量が確定する。抑制自体は不可能であるが、廃棄物の発生がより少ない検査が可能であるか、排出部署と検討する。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
① 現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・別紙3のとおり。			
③ 計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・別紙3のとおり。			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（R 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	71.229 t	t
	(これまでに実施した取組) ・高温高压滅菌装置について、旧病院時に設置していた装置より処理能力の高い装置へ更新（H26.3～）を行い、処理量の増加を図った。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	72.654 t	t
	※現状の102%で設定した (今後実施する予定の取組) ・廃棄物の適正な分別依頼を定期的に周知し、感染性廃棄物の適正量の排出を徹底する。 ・高温高压滅菌装置の適正かつ効率的な運用に努める。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（R 6 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	引火性廃油	廃酸(有害)
	全処理委託量	139.870 t	0.520 t	0.300 t
	優良認定処理業者への処理委託量	139.870 t	0.520 t	0.300 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	※実績の合計：140.690t (これまでに実施した取組) ・適正に廃棄物が処理できるように入札等に参加条件を示し、適正な入札、見積合せを行い、優良な業者の選定を行った。			

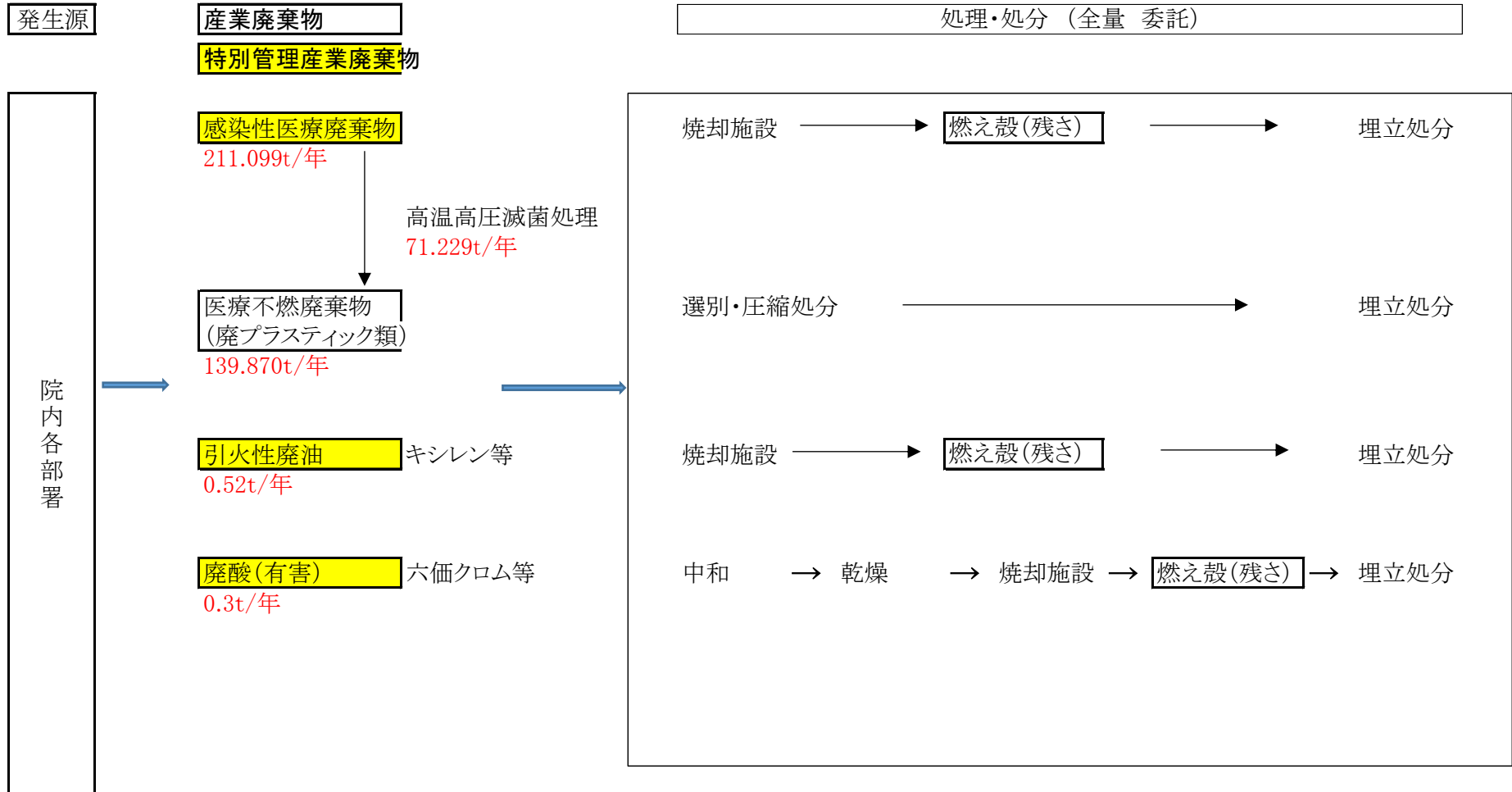
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	引火性廃油	廃酸(有害)
	全処理委託量	134.223 t	0.510 t	0.294 t
	優良認定処理業者への 処理委託量処理委託量	134.223 t	0.510 t	0.294 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	※現状の98%で設定した。ただし感染性廃棄物については全排出量の目標値から自ら中間処理により減量する量の目標値を差し引いた数値を設定した。 (今後実施する予定の取組) ・これまで同様、入札の参加条件等を示し、優良な業者選定を行う。 ・実際に適正に処理がなされているか、処理工場等の視察を行う。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（R6年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	140.690 t		
	(今後実施する予定の取組) ・令和2年度当初より、電子マニフェストシステムを導入。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

(別紙1)

廃棄物フローシート(R6年度実績)

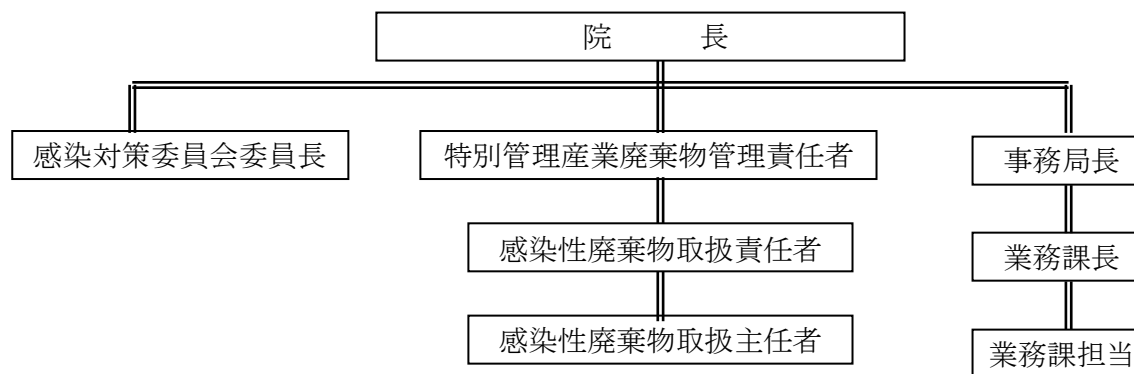


(別紙 2)

廃棄物の処理に係る管理体制

統括責任者		院 長 高口 浩一
廃棄物担当部課		業 務 課
役 割	特別管理産業廃棄物管理 責任者 院長 高口 浩一	1) 感染性廃棄物の発生及び処理状況の把握 2) 院内感染対策委員会との連携 3) 関係者への助言、勧告及び指導 4) その他感染性廃棄物の適正な処理に関し必要な事項 5) 事故の際の報告
	感染性廃棄物取扱責任者 院内 2 名	1) 管理責任者の補佐 2) 感染性廃棄物の取扱業務の指導及び監督 3) 定期的な自主検査
	感染性廃棄物取扱主任者 感染性廃棄物取扱各部署	1) 担当部署の感染性廃棄物を取扱う関係者への適切な指示
	業務課 課長 嶋田 和人	1) 廃棄物に関する通知文等の院内への周知 2) 運搬業者、処理業者など委託業者の選定、指導 3) 委託契約に関する事務 4) 廃棄物の収集等に関する事務 5) 廃棄物の管理状況の把握と改善策の検討 6) 廃棄物保管場所の管理状況の把握 7) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 8) 各関係機関への各種報告 9) 廃棄物の排出、分別等に関する周知・啓発等 10) 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割に関する事務

廃棄物管理組織



Ⅶ. 廃棄物分別表

医療不燃物		感染性廃棄物			
ビン類等以外	ビン類等	メディペール	針廃棄容器	ディスポパック	黒袋＋段ボール
半透明ごみ袋 		 針を捨てるため、黄色のバイオハザードマークのテープをふたに貼る 	 		
・点滴プラボトル ・ポリアンプル ・消毒薬空ボトル など	・点滴のボトル ・バイアル ・ギプス ・軟膏のチューブ (金属) など	8分目を超えないよう蓋をする ・注射針　・穿刺針 ・メス刃 ・縫合針・輸液ルート ・トロッカー内筒 ・クリッパーの刃 ・破損したガラス ・未使用針 (ビニール袋に まとめて捨てる) ・アンプル (ビニール袋に まとめて捨てる) ・メディセーフ針、チップ ・針廃棄容器 ・抗がん剤投与に使用した 物品(輸液バッグ、輸液ルー ト) ・泥状・液状のもの(組織・ 臓器)	8分目を超えないよう蓋をする ・注射針　・翼状針 ・穿刺針 ・メス刃 ・縫合針 ・メディセーフ針 など	8分目を目安に捨て、押し込まない ・シリンジ ・静脈留置針の外筒 ・排液ボトル・バッグ ・ドレーン・チューブ類 (体液を汚物槽に廃棄してか ら捨てる) ・酸素マスク ・人工呼吸器回路 ・プラスチック手袋 ・プラスチックエプロン ・真空採血管 ・ガイドワイヤー ・脱脂綿　・ガーゼ ・包帯　・ラミシート ・マスク　・ガウン ・点滴ラベル・注入バッグ ・カテーテルチップ　など	8分目を目安に捨て、押し込まない ・吸引排液パック ・紙おむつ (排泄物から薬 剤耐性菌が検出されている 場合)
可燃物		★感染性廃棄物は、部署名と日付を容器・袋に記載して廃棄すること			
半透明ごみ袋 					
・紙ごみ　・滅菌物の包装紙 ・経管栄養の紙パック					